令和３年１２月
地域経済産業ｸﾞﾙｰﾌﾟ
地域産業基盤整備課

令和３年度 事前評価書要旨

対象事業名	県央広域工業用水道事業

１．事業の目的

本事業の給水区域は茨城県の中央部に位置し、ひたちなか市等の工場群を中心に産業の発展を続けてきた地域である。また、当地域では、重要港湾茨城港を中心とした常陸那珂開発や、常磐自動車道、東関東自動車道及び北関東自動車道等の交通網の整備等を背景とした新たな工業開発が進められてきた。

このため、茨城県では、県央地域の工業団地等に立地する企業に、62,000㎥/日の工業用水を給水することを目的に、平成７年度に建設に着手したものである。

本事業は、平成13年10月から給水を開始しているが、水源は、現在国土交通省が建設中である霞ヶ浦導水事業に全量を依存するものとなっており、現在は暫定的な水源により運営している。安定的な水源の確保のために、霞ヶ浦導水事業に共同参画し、建設負担金を負担中の状況である。

補助金申請については、霞ヶ浦導水事業の事業計画変更に伴う負担率の変更があり、過年度調整により平成１５年度以降は負担金を支出していないこと及び霞ヶ浦導水事業について関係漁協から訴訟を受けたことによる事業中断により、補助金の申請も中断している。

霞ヶ浦導水事業の訴訟問題による事業中断については、平成３０年４月２７日に和解となったため、令和４年度から事業が再開し負担金が発生することを見込んで、補助金申請を再開する。

２．事業の必要性

県央広域工業用水道事業は平成１３年１０月から給水を開始しているが、その水源は、全量が暫定水利権となっているため、渇水時の安定的な水源確保が課題となっている。工業用水の安定供給を行うためには、水源開発に参画し、安定水源を確保する必要があることから、本事業を実施する。

３．効果とコストとの関係に関する分析

Ａ．総便益　；　715.08億円
Ｂ．総費用　；　468.92億円

費用便益比　；　1.52（Ａ／Ｂ）

４．評価結果

工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、補助金の交付を休止している事業に対して、再度補助金を交付する条件である費用便益比が１．５以上であることを満たしており、本事業は補助対象として妥当であると判断されるため、新規に予算要求する。